

住宅の被害状況に関する申出書（災害救助法応急修理参考資料）

令和 年 月 日

銚子市長 あて

住所 _____

氏名 _____

この制度は、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

0 損害割合の確認（一部損壊の場合）※被害状況がわかる写真を添付してください

- 屋根、外壁、窓（建具）が貫通する損傷があり、雨漏りしている
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり使用できない部屋がある
- 屋内に浸水していない又は軽微な雨漏りのみ → 応急修理の対象外です

1 応急修理対象箇所について

この制度で修理できる部分は、屋根・外壁・窓（建具）等の基本部分や日常生活に欠かせない居室等ですが、修理を希望する箇所は以下の部分です。

修理対象箇所 _____

2 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※屋根の構造は、小屋組（屋根の骨組み）＋野地板（屋根の下地板）＋屋根葺き材（瓦、金属板など）からなっています。）

- 屋根葺き材 が 著しくずれ・破損・落下 している
- 小屋組 または 野地板 が壊れている。または 大きく変形している。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※壁の構造は、
① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）
② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）
③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ

からなっています。）

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材 からなっています。）

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。